

資料

- 1 用語解説
- 2 光市障害者福祉基本計画等策定懇話会設置要綱
- 3 光市障害者福祉基本計画等策定懇話会委員名簿

用語解説

あ 行

● A D H D (注意欠陥多動性障害)

年齢や発達に不釣合いな注意力や多動性、衝動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

● N P O 法人

Non Profit Organization の略。地域住民等の参画による社会的な公益活動を行なう団体・組織として、政府や自治体と独立・区別した存在であるため、民間非営利団体、民間非営利組織と呼ばれることが多い。平成 10 年に N P O 法（特定非営利活動促進法）が成立し、ボランティア団体や市民活動団体等の社会に貢献することを目的とする団体・組織が、緩やかな条件で法人格をとることが可能になった。

● L D (学習障害)

学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障害

● オストメイト

大腸がんや膀胱がんなどの治療のために腹部に便や尿の排せつ口を造る手術を受けた方を言う。（人工肛門・人工膀胱保有者）

か 行

● グループホーム

障害者や高齢者が地域社会において自立した生活を営むため、アパート等を借上げ、数人の障害者が一定の経済負担を負って共同で生活をする居住の場

● グランドデザイン案

2004年10月、厚生労働省が発表した、「今後の障害保健福祉施策について」の基本的方向性を示したもの。地域での障害者の自立した生活の支援を基本テーマとして、①障害種別を越えた福祉施策の一元的な体制整備②障害者のニーズと適性に応じ、自己実現・社会貢献を目指すための自立支援システムへの転換③制度の効率化・透明化により制度の持続の可能性を確保など、3つを改革の視点とする。

● ケアホーム

障害者や高齢者が必要に応じて、入浴や排せつ、食事の介護等を受けながら地域社会において共同生活を行う居住の場

● ケアマネジメント

地域における障害のある人の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障害のある人の状態や容態及び家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等のサービスを組み合わせ、身体的・精神的・社会的なケア計画の作成により、継続的な支援を行う。

さ 行

● 障害者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間。

平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定された。

● J R C 活動

Junior Red Cross 青少年赤十字の略。

青少年が人道・博愛の赤十字の精神に基づいて、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、青少年自身が日常生活の中で望ましい人格と精神を自ら形成することを目的とした奉仕活動などを行う。

● ジュニア福祉員

光市社会福祉協議会では、市内全小学校の高学年児童を対象として、各学年が展開する教育課程に位置付く福祉教育（高齢者・障害者とのふれあい、例えば、独居老人宅訪問、あるいは社会福祉にかかわる環境保全や国際理解活動のボランティア等々）を実践しています。この制度は、昭和58年に島田小学校でのジュニア福祉員活動を発端に、平成4年には、市内全小学校で制度化され現在に至っている。

● 職業リハビリテーション

障害のある人に対し、その職業生活における自立を図るため、職業指導や職業訓練、職業紹介等の措置を行う。

● ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業

ジョブコーチとは、障害者が実際に働く職場において、障害者や事業主、障害者

の家族に対して、職場定着に向けたきめこまかなる人的支援を行う高度な専門性を持った支援員。(支援:障害の理解に係る社内啓発、障害者との関わり方に関する助言、指導方法の助言や家族に対しては、安定した職業生活を送るための家族のかかわり方の助言)

福祉施設が行うジョブコーチ支援や事業主が自らジョブコーチを配置する場合等に助成金の支給なども行う。

●人権週間

12月4日から同月10日までの1週間

●精神保健福祉普及月間

期間は特に定められていないが、おおむね10月又11月の1週間を定め各種の行事等を行う。

●成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、判断能力の十分でない人を保護するため、財産管理等を行う。

●総合療育機能推進事業

保健・医療・福祉・教育などの関係機関のネットワークによる、心身障害乳幼児の早期発見、早期療育を目的とする。

た 行

●地域福祉権利擁護事業

判断能力が十分でない人が地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの契約援助や、日常の金銭の管理などの援助を行う。

●地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活に関わる人々や組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。

●デイサービス

在宅障害者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を図るために、通所施設において、入浴、食事の提供、機能訓練などの各種便宜を提供する。

●特別支援教育

平成 18 年の学校教育法の一部改正により、平成 19 年 4 月より、特別支援教育が開始され、障害の種類ごとに設置されていた「盲・聾・養護学校」が障害の種類にとらわれない「特別支援学校（山口県では、平成 20 年度から総合支援学校（仮称）として移行）」に一本化された。また、従来の「特殊学級」は「特別支援学級（山口県では支援学級）」に移行し、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う。

な 行

●ノーマライゼーションの理念

すべての人々がともに生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し活動する地域社会づくりをすすめる考え方

は 行

●ハイリスク妊婦管理

母児のいずれかまたは両者に、妊娠中や出産後の母体と児の経過や予後に異常が予測される場合、医療、保健の両面からの管理を行う。

●バリアフリー新法

平成 18 年 10 月に「ハートビル法」や「交通バリアフリー法」に変わって制定。高齢者、障害者等の円滑な移動や、障害者、高齢者等の建築物の円滑な利用の総合的な促進を図るため、高齢者や障害者等が建築物や移動交通対策等の計画段階から参加し、一体的な整備を推進する。

●ピアカウンセリング

障害のある人が、自らの体験に基づいて、同じ立場や仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障害のある人自らがカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の取得に対する個別的助言や指導を行う。

●福祉有償運送

NPO 法人等がボランティアで行う有償運送。

道路運送法の改正に伴い、平成 18 年 10 月より、NPO 等の非営利法人が行うサービス利用者の有償輸送については、道路運送法第 80 条に基づく自家用自動車有償運

送許可の取得が必要となり、許可申請に際して、「福祉有償運送運営協議会」による有償運送の必要性や旅客の利便の確保等についての協議が必要となった。

● 法定雇用率

「障害者の雇用の促進に関する法律」において、障害者の雇用の促進を図るため、事業主に対し、障害者を一定割合（法定雇用率）以上の雇用を義務付けているもので、一般の民間企業の法定雇用率は1.8%とされている。

● ボランティア協力校

県下の小学校、中学校、高等学校を毎年数十校ずつ指定し、3年間、体験学習を目的とした実践的活動などを行う。

や 行

● ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設や物、空間をデザインするという考え方

ら 行

● ライフステージ

発達をいくつかの区切りを持って捉えること。その区切りごとに独特の特徴が現れる。この区切りを発達段階と呼び、一般に胎児期（受精～誕生）、乳児期（誕生～2歳頃）、幼児期（2歳頃～6歳）、児童期（6～12歳）、青年期（12～22歳）、成人期（22～65歳）、老年期（65歳以上）のように区分している。

● リハビリテーションの理念

人権の視点に立って、障害のある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的、職業的、社会的、心理的リハビリテーションが個別に実施されるのではなく、総合的、体系的に実施されることにより、障害のある人のライフステージの全ての段階において、人間らしく生きる権利を回復させる概念

● レスパイトサービス

在宅障害者を介護する家族の負担の軽減を図るため、心身障害者を一時的又は一定期間預かって介護するサービス。

光市障害者福祉基本計画等策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定、推進について、社会福祉関係有識者等から意見を聴くため、光市障害者福祉基本計画等策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 懇話会は、計画の原案の作成、計画の推進等に関し、必要な意見を述べることを任務とする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、障害者関係団体の代表者、福祉従事者、その他関係団体及び行政機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する。

(運営)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 懇話会は、必要に応じて委員以外の者の意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、その者の職務により委嘱された者がその職を有しなくなったときは、後任者を補欠委員とし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

光市障害者福祉基本計画等策定懇話会委員名簿

区分	氏名	役職名
学識経験者	藤井正彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
障害者関係団体	笠井弥太郎	光市身体障害者福祉更生会会长
	石川國夫	光市視力障害者協会会长
	宮崎盈行	光市肢体不自由児者父母の会会长
	城彦二郎	光市手をつなぐ育成会会长
福祉従事者	菊間悦美	知的障害者更生施設ひかり苑施設長
	守田洋子	光市心身障害者福祉作業所つつじ園所長
	室本好重	山口県社会福祉士会理事
	岩佐光恵	NPO法人「虹のかけ橋」理事長
	末田真由美	NPO法人「周南さわやか会」理事
	高橋健一	知的障害者通所授産施設大和あけぼの園施設長
その他関係団体	西川公博	光市社会福祉協議会会长
	吉原久次	光市民生委員児童委員協議会会长
行政機関	藤井浩子	下松公共職業安定所上席職業指導官
	吉永洋子	周南健康福祉センター保健環境部主幹